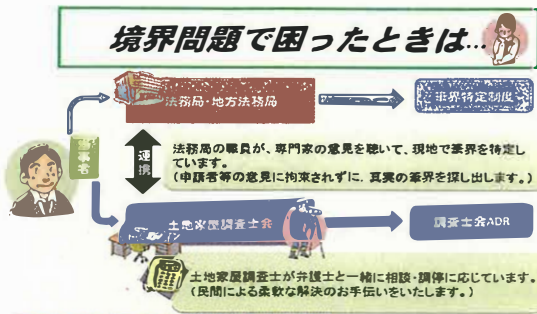


境界問題でお困りの方は

境界問題でお困りの方へ



どこが違うの？

• 筆界特定制度は、

筆界(一筆の土地が登記されたときの土地の境)を明らかにします。

* 明渡しなど、所有権に関する問題を直接に解決することはできません。

• 土地家屋調査士会ADRは、

境界問題全般を解決します。

* 相手方の応諾がないと手続を進めることができません。

筆界？所有権界？



もうひとつの解決方法

